

1-1 合併の必要性

① 3町の沿革とさまざまな結びつき

西枇杷島町・清洲町・新川町（以下「3町」という。）の行政区域が形づくられたのは、今からほぼ100年前の明治39年（1906年）のことです。その後、昭和に入り清洲町が隣接町村の一部と合併してからも半世紀以上が経過しています。

3町はすでに、し尿処理、ごみ処理、消防、救急など、住民生活の根幹を支える仕事を共同で処理しています。また、さまざまな民間分野での活動や警察、郵便など国・県の行政も3町の境界を越えて展開されています。

3町の合併は、これまで進めてきた広域的な事務の共同処理を一層効率化しながら、1町単独の財政力・組織力では解決することの難しかった共通の課題に一体的・総合的に対応し、それを克服していくための取り組みです。

② 地方分権の進展への対応

我が国の社会経済は、ITの飛躍的發展を背景に、従来の規格大量生産型社会から大きく変貌を遂げるとともに、また、地球環境問題や、グローバルな社会経済活動の広がりなど、世界的な潮流の変化も顕在化しています。

こうした中で、これらの変化に対応した地域経済運営や、環境共生型社会づくり、医療、保健、福祉への対応、あるいは子どもを取り巻く環境の変化に対応した人づくりなど、市町村が対応すべき新たな行政課題が増大しています。

3町の合併は、行政課題が高度化、多様化する一方、地方分権改革が自立した財政基盤をとまなう自治体の確立へと向かう今日、市町村が地域における負担と受益の関係を明確にしつつ、自ら施策を決定し、説明責任を果たしうる体制を整備していくための取り組みです。

③ 少子高齢化の進行への対応

出生率低迷の影響を受け、今後我が国の人口は減少し、全体としての高齢化が進行していきます。このため、将来、少数の生産年齢人口が多くの高齢者を支える社会が到来するものと予測されています。

3町においても、生産年齢人口（15歳～64歳人口）比率は平成2年から7年までに

ピークを迎え、その後減少に転じている一方、高齢人口(65歳以上人口)比率については、一貫した上昇傾向を示しており、少子高齢化が確実に進行しています。

このような来るべき本格的な少子高齢社会においても、安心して住民の生活を支え、向上させるため、これまで以上に効率的で力強い行政の体制を形成するために3町の合併は必要です。

④ 生活圏の広域化への対応

現在、3町のいずれにおいても、住民の6割以上が他の市町へ通勤・通学しており、また、購買行動においても、3町相互の流入が進み、生活圏としての結びつきを深めています。

3町の合併は、すでに3町それぞれの行政の圏域を意識することなく日常的に行われている住民生活の圏域に合わせていくため、行政の枠組みを再編成するものです。

⑤ 厳しい財政状況への対応

依然として厳しい経済情勢が続く中、平成15年度末には、国と地方を合わせた借金が国民1人当たり548万円に相当する695兆円に上るなど、我が国の財政状況は、先進国最悪の危機的な状況にあります。

3町の合併は、行財政運営の効率化をこれまで以上に推し進め、行財政システムを持続可能なものへと改革していくための取り組みです。

1-2 計画策定の方針

(1) 計画策定の根拠及び内容

- ①西枇杷島町・清洲町・新川町合併協議会は、市町村の合併の特例に関する法律第5条の規定に基づく市町村建設計画（新市建設計画）を策定するものとします。
- ②新市建設計画においては、新市のまちづくりの基本方針を定めるとともに、新市及び愛知県が実施するまちづくりの根幹となるべき主要事業や特徴的な事業等の施策を掲載します。
- ③新市建設計画においては、公共的施設等の統合整備に関する基本的な方針を明らかにするものとします。
- ④新市建設計画については、計画期間を対象とする財政計画を盛り込むこととします。

(2) 計画の期間

新市建設計画の計画期間は、合併年度及びこれに続く20年度間（平成37年度まで）とします。

(3) 計画の対象地域

新市建設計画の対象地域は、3町の全域とします。

(4) 計画策定に当たっての留意事項

- ①合併検討協議会が策定した新市将来構想を基礎として、住民意識調査による住民の意向を踏まえた、住民合意による計画づくりを目指します。
- ②3町が進めているまちづくりの方向性を可能な限り尊重するとともに、各地域の持つ自然、歴史、文化などの特徴を活かし、3町全体の住民福祉と活力の向上を目指します。
- ③新市の持続可能で均衡ある発展を目指すものであることとします。
- ④新市民の交流・連帯が進められるよう十分に配慮し、新市の一体性の速やかな確立を目指します。
- ⑤新市建設計画には新市のまちづくりにおいて真に必要な事業等を位置づけることとするなど、合理的で健全な財政運営に裏付けられた着実な計画づくりを目指します。

(5) 新市総合計画との関係

新市建設計画は、その性格上、新市の全分野に渡る個別の施策を網羅するものではありません。

新市において取り組まれる新市全体を対象とする総合計画の策定に当たっては、新市の行政全般にわたる施策について、新市建設計画の趣旨・内容に沿いながら、審議・検討される必要があります。